

## 鳥取県告示第633号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書きの規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により告示する。

平成22年10月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 鳥獣保護区の名称

久松山鳥獣保護区

### 2 鳥獣保護区の区域

鳥取市丸山地内の県道伏野覚寺線と市道山の手通りとの交点を起点とし、同所から同県道を北東に進み、市道丸山町7号線に至り、同市道を北東に進み、同市道の終点に至り、同所と八幡池堤防西端とを直線で結んだ線を北東に進み、同堤防に至り、同堤防を北東に進み、同堤防の東端に至り、同所から山林と耕地との境界を東方に進み、市道円護寺1号線に至り、同市道を南東に進み、市道円護寺覚寺線に至り、同市道を南東に進み、市道大徳寺通りに至り、同市道を南西に進み、市道円護寺4号線に至り、同市道を南東に進み、同市道の終点に至り、同所から鳥取市有林と耕地等との境界を南東に進み、国有林コンクリート標1号に至り、同標から国有林と民有林との境界を東方、南方及び北方に進み国有林石標454号に至り、同石標から長田神社参道を南西に進み、市道東町12号線に至り、同市道を南西に進み、市道山の手通りに至り、同市道を北西に進み起点に至る線により囲まれた一円の地域

### 3 鳥獣保護区の存続期間

平成22年11月1日から平成32年10月31日まで

### 4 鳥獣保護区の保護に関する指針

鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。加えて、野生鳥獣による被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の許可申請に対しては、被害等の実績を十分考慮して適切に対応する。

鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育の場としての活用を検討していく。

平成20年度に当該地域の隣接区域で特定外来種のアライグマの生息が確認されており、保護地区内への分布拡大も推測される。アライグマについては、在来種への影響が危惧されていることから、根絶を目指す。